

## 市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼 945号線	鵜沼藤が谷四丁目2284番86地先		2.7 ～ 5.4	1036.1
		鵜沼藤が谷二丁目7327番251地先			
2	鵜沼 946号線	鵜沼松が岡三丁目6703番542地先		4.7	32.9
		鵜沼松が岡三丁目6703番545地先			
3	辻堂 678号線	辻堂元町四丁目3205番7地先		4.5	34.8
		辻堂元町四丁目3205番11地先			
4	辻堂 679号線	辻堂太平台二丁目1番51地先		5.0	52.4
		辻堂太平台二丁目1番56地先			
5	辻堂 680号線	辻堂太平台一丁目13番4地先		4.5	29.9
		辻堂太平台一丁目13番63地先			
6	辻堂 681号線	辻堂東海岸二丁目7285番360地先		6.0	157.4
		辻堂東海岸二丁目7285番367地先			
7	村岡 587号線	宮前字後河内437番2地先		4.2	38.3
		宮前字後河内437番2地先			

8	明治	城南一丁目 1 9 6 番 7 地先	4.5	27.7
	5 2 7 号線	城南一丁目 1 9 6 番 8 地先		
9	明治	羽鳥三丁目 1 1 5 7 番 7 地先	4.5	10.4
	5 2 8 号線	羽鳥三丁目 1 1 5 7 番 2 地先		
10	明治	羽鳥三丁目 1 1 5 8 番 7 地先	4.5	32.7
	5 2 9 号線	羽鳥三丁目 1 1 5 7 番 1 0 地先		
11	善行	本藤沢五丁目 4 5 6 1 番 5 地先	4.5	27.6
	6 5 3 号線	本藤沢五丁目 4 5 5 3 番 8 地先		
12	善行	本藤沢五丁目 4 5 2 9 番 4 3 地先	2.7 ～ 4.5	71.7
	6 5 4 号線	本藤沢五丁目 4 5 5 3 番 1 地先		
13	六会	亀井野字狼谷 9 2 7 番 3 2 地先	6.0 ～ 18.0	114.6
	9 0 5 号線	亀井野字狼谷 9 2 7 番 5 3 地先		
14	六会	亀井野字狼谷 9 3 1 番 3 地先	6.0	128.4
	9 0 6 号線	亀井野字狼谷 9 2 7 番 5 3 地先		
15	六会	亀井野字狼谷 9 2 7 番 6 7 地先	6.0	52.2
	9 0 7 号線	亀井野字狼谷 9 2 7 番 7 7 地先		
16	六会	亀井野字狼谷 9 2 7 番 2 9 地先	6.0	43.2
	9 0 8 号線	亀井野字狼谷 9 2 7 番 7 7 地先		
17	六会	亀井野字狼谷 9 2 7 番 2 9 地先	6.0	16.3
	9 0 9 号線	亀井野字狼谷 9 2 7 番 2 5 地先		
18	六会	亀井野字狼谷 9 2 7 番 5 1 地先	6.0	35.5
	9 1 0 号線	亀井野字狼谷 9 2 7 番 4 7 地先		
19	六会	亀井野字西谷 1 0 1 4 番 2 2 地先	4.0	57.7
	9 1 1 号線	亀井野字不動前 7 9 9 番 8 地先		

20	六会	亀井野字不動前800番37地先	6.0	13.6
	912号線	亀井野字不動前800番34地先		
21	長後	下土棚字渋谷ノ里1108番5地先	4.3 ～ 7.2	138.8
	934号線	下土棚字渋谷ノ里1156番10地先		
22	御所見	用田字南原517番1地先	5.0	8.9
	1145号線	用田字南原517番15地先		

### 提案理由

鵜沼945号線ほか21路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

### 参 考

#### 道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。